

福島県復興公営住宅 古川町団地

会津若松市古川町地内

入居者募集

一般公営住宅の入居資格者の方も
お申込みいただけます。

[申込受付期間]

令和6年8/1(木)～9(金)
必着



募集团地の概要

○住所

会津若松市古川町3-10

○住宅の構造等

1号棟 鉄筋コンクリート造4階建 20戸

主な周辺施設までの道のり

- ・スーパー 約300m
- ・バス停 約90m(年貢東停留所)
- ・小学校 約700m(城南小学校)
- ・中学校 約970m(第五中学校)
- ・病院 約350m(内科、皮膚科)
- ・役所等 約1310m(南市民センター)

※団地敷地の出入口から対象施設の敷地出入口までの道のりによる最短距離(10m単位に切り上げ)



スーパー(約300m)



内科医院(約350m)



城南小学校(約700m)



第五中学校(約970m)

※周辺施設の写真は各施設の公式HPから引用しています

お問合せ・申込先

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15(土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

URL: <https://npo-junkan.jp/fukkou/>



参考間取り図（住戸によって変わることがあります）



【復興公営住宅とは】

復興公営住宅は、東日本大震災に伴う原子力災害による避難者の居住の安定を図るため整備された住宅です。

【家賃】公営住宅法に基づき、世帯の総収入と住宅の広さ・立地場所・築年数・設備の充実さ等に応じて算出されます。

【団地】敷地入口から住戸内まで段差がなく、3階建て以上の住棟は全てエレベーターを完備しています。

【住戸】水回りは浴槽や給湯器が備付けで、3箇所給湯（キッチン、洗面所、浴室）など住宅設備が充実しています。

【駐車場】1世帯に1台以上用意されています。

3階建以上
エレベーター
完備

団地内
バリアフリー

浴槽、給湯器
備付け
3箇所給湯

駐車場
1台以上/世帯
整備



【入居申込み方法】

入居申込書を、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求いただくか、センターのホームページからダウンロードして、必要事項を記入の上、必要書類を添付して、センターへお送りください。

福島県復興公営住宅入居支援センター

〒960-8043 福島県福島市中町 8-2 福島県自治会館 7 階

URL : <https://npo-junkan.jp/fukkou/>



【入居要件】

- 1 次のいずれかに該当する方 ※
 - (1) 募集開始時に避難指示区域から避難している方（居住制限者）
 - (2) 避難指示が解除された区域に存する住宅に、平成 23 年 3 月 11 日に住んでいた方（旧居住制限者）で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
 - (3) 東日本大震災で発生した地震又は津波により被災した方（地震・津波被災者）で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
 - (4) 平成 23 年 3 月 11 日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に住んでいた方（子ども被災者支援法に定める「支援対象避難者」）で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
 - (5) 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方（県営住宅入居資格者）
- 2 県税の滞納がない方
- 3 過去に県営住宅に住んでいた場合、現在、家賃の滞納がない方
- 4 暴力団員でない方
- 5 現に同居、または同居しようとする親族がいる方（1の（3）、（5）の方のみ）
（ただし一部単身での入居が可能な場合あり）
- 6 世帯収入が、次の基準額を超えない方（1の（3）、（4）、（5）の方のみ）
【基準月額】 一般世帯：15万8千円、 裁量世帯：21万4千円（高齢者、障がい者世帯など）

※現在お住まいの住所と同じ市町村内の復興公営住宅へ申し込む場合は、通常の住宅困窮要件に加え、別に定める要件を満たす必要があります。また、避難指示区域の外（解除された区域を含む）に居住可能な住居（戸建て住宅やマンションなど、ただし、1(4)の方については、H23.3.11 時点で中通り又は浜通りで居住していた住居を除く）を所有している方は応募できません。

詳しくは、福島県復興公営住宅入居支援センターへご確認ください。